


# 万代テラス賑わい創出のための公共還元型民間活力導入事業 質問事項への回答（2回目）

令和6年10月17日  
新潟県交通政策局港湾振興課

No.	質問	回答
1	平面図（別紙4-1）  黄色着色部分の大型基礎構造物の基準は何か。	タイロッドに影響のある構造物を指します。（物件調書（別紙1）の特記事項7参照）
2	平面図（別紙4-1）、 地盤高平面図（別紙4-2）  物揚場に関して、既存フェンスを外し、来場者の車の通路に使用してもよいか。 (外したフェンスは事業終了時に原状回復する)	<p>係船事業者の車両通行に支障が出るため、岸壁側の物揚場と万代テラスとの境界に設置しているフェンスを撤去して車両の通路として使用することは出来ません。（写真①）</p> <p>臨港道路1号線から物揚場に通じる通路と万代テラスとの境界のフェンスは撤去することは可能です。（写真②）ただし、以下の条件を遵守してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了時に原状回復すること。</li> <li>・フェンス周辺に整備されている電気設備等(予備管含む)の使用に支障が無いようにすること。また、それらも事業終了後に原状回復すること。</li> <li>・係船事業者が使用する通路のため、通路に駐車するような配置にしないこと。</li> <li>・物揚げ場に車両が進まないよう、物揚げ場と通路の区域を明示する等の安全対策を講じること。</li> </ul> 

3	その他	<p>現在設置されているコンテナや備品に関して、契約終了時には更地として返還か。</p> <p>それとも、双方の協議により譲り受けることも可能か。</p>	<p>現在万代テラスの使用許可を受けている事業者（以下「現事業者」という。）が設置しているコンテナや備品については、使用許可が満了する令和7年3月末までに原状回復しその使用を終える必要があります。</p> <p>コンテナや備品の譲受については、事業者間での協議をお願いします。協議により譲受したコンテナや備品は引き続き使用することが出来ます。</p> <p>ただし、仮設建築物としてのコンテナを設置できる期間に限りがあることに注意してください。（募集要項7ページ参照）</p>
---	-----	---	--